

## 【概要】

# 和歌山城天守閣の夜間活用を開始します



和歌山城天守閣の供用時間外である「夜間（17時30分以降）」に天守閣を事業者等に貸し出し、市のシンボルである和歌山城に相応しい文化振興・観光振興・和歌山城のにぎわい創出事業に供することで、和歌山城のPR、夜間の魅力創出を図ります。

実施主体：公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団（和歌山城天守閣の指定管理者）

対象事業：文化振興・観光振興・和歌山城のにぎわい創出に寄与するもので、市のシンボルである和歌山城に相応しいと認められる事業

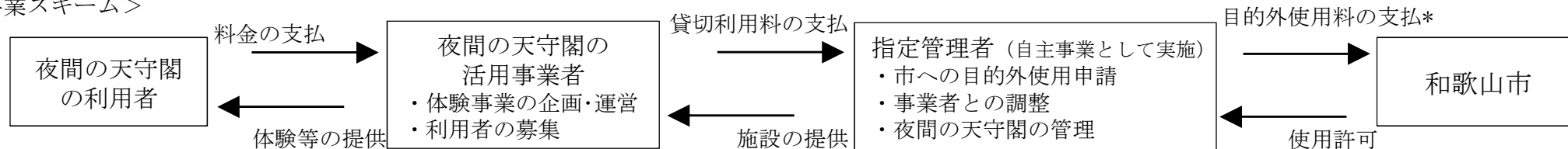
申請者：①実施しようとする事業の運営や販売を業として行っている事業者

②文化振興、観光振興及び和歌山城のにぎわい創出に寄与する個人又は団体（個人による私的利用は不可）

期待される効果：和歌山城のPR、夜間の魅力創出、和歌山城への愛着の醸成

活用例：和装の結婚式、音楽会、展示会、刀剣や着付け等の体験 等

### <事業スキーム>



天守閣での音楽会



天守閣での結婚式



天守閣からの夜景



天守閣内でのイルミネーション

1 貸切利用料…次の(1) + (2)の合計（17:30～20:30 ※撤去作業含む）

(1)基本料金（夜間天守閣の管理料 … 指定管理者の人員費実費相当）

(2)天守閣入場料に相当する料金（行政財産使用料として）

※詳細は【料金詳細】のとおり

2 禁止行為

(1)和歌山城の文化的価値や品位を傷つけ、正しい理解を妨げるおそれのあるもの

(2)建物、資料その他の物品を損傷し、又は滅失する恐れのあるもの

(3)飲食を伴うもの

(4)特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの

(5)特定個人への誹謗中傷に繋がる恐れのあるもの

(6)和歌山市暴力団排除条例に違反するもの

(7)法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの

(8)その他財団及び和歌山市が適当でないと認めるもの

※詳細は【貸出対象・禁止行為】のとおり

## 【料金詳細】

貸切利用料	利用時間	利用料金
基本料金（管理職員2名を配置）	17:30～20:30	17,000円
天守閣入場料に相当する料金 （運営スタッフ分を除く）		大人（高校生以上） 410円 × 人数 小人（中学生以下） 200円 × 人数 ※小学生未満は無料 ※ただし、料金の総額が4,100円に満たない場合は、4,100円
<b>備考</b> 1 利用時間、最大でも利用日当日の22時00分までとする。 2 職員2名を超える配置が必要な場合は、別途職員1人につき、7,500円を加算する。 3 上記時間帯での利用により難しい場合は、別途財団の積算による金額を加算する。 4 電気料金については、使用する機器の定格電力により、別途積算実費を徴収する。 ※本表に記載の金額は全て税抜き表示です。		

（営利目的の場合は、上記基本料金に次の割合を乗じた金額を加算する。）

区分	割合	
1 100,000円以上の体験商品等を販売するもの。	100分の100	
2	ア 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が3,000円以上するもの。	100分の30
	イ 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が4,000円以上するもの。	100分の40
	ウ 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が5,000円以上するもの。	100分の50
	エ 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が7,500円以上するもの。	100分の75
	オ 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が10,000円以上するもの。	100分の100
<b>備考</b> 実施する事業区分が1又は2のいずれかにより難しい場合は、利用料金の額の高い区分により積算する。 本表記載の割合を乗じた額に1円未満の端数が生じる場合は、1円未満の端数を切り捨てる。		

### [計算方法]

基本料金

営利目的の場合の加算額

天守閣入場料に相当する料金  
（行政財産使用料）

消費税

$$\{ 17,000円 + 17,000円 \times \text{〇〇}/100 + 410円(200円) \times \text{人数} \} \times 1.1 = \text{貸切利用料}$$

## 【貸出対象・禁止行為】

### [貸出対象の例]

#### (対象となるもの)

- 和歌山・和歌山城の歴史や成り立ち等の講座、見学会、研究会等に利用するもの
- 生け花や絵画、美術品等の展示、販売に利用するもの
- 音楽会、演奏会、上映会、コンサート等で、過剰な装飾、過激な演出、騒音を伴わないもの
- 着物や和装を用いた式典等の会場として利用するもの
- 刀剣や着付け等の日本の歴史や文化の体験に利用するもの
- コスプレ撮影会等で、過度な肌の露出等を伴わないもの
- 市内観光の一環で夜間の和歌山城天守閣への入場を伴うもの
- 番組撮影、動画配信等で、施設の損傷や特定個人の誹謗中傷、公序良俗に反する内容を含まないもの
- 飲食を伴わないレセプション、商談会等の会場として利用するもの

#### (対象とならないもの)

- ×天守閣内での飲食を含むもの
- ×奇祭の再現や施設への汚損を伴う現代アート等の展示に利用するもの
- ×フリースタイルラップ等で特定個人への誹謗中傷を含むもの
- ×猫カフェ等のような動物の持ち込みを伴うもの（盲導犬を除く）
- ×スポーツ鬼ごっこのような天守閣内を走る行為を含むもの
- ×動画やSNSでの配信等を目的とするもの以外のもので、個人（家族や友人同士）で私的に利用するもの

### [禁止行為]

#### 1 和歌山城の文化的価値や品位を傷つけ、正しい理解を妨げるおそれのあるもの

---

- ×飲酒・飲食行為 ×ハラスメント行為 ×差別行為 ×暴力や危険を伴う行為
- ×射幸心を煽る行為 ×脱法行為 ×性的な行為 ×寄附等の呼びかけ ×特定団体等への勧誘
- ×加虐、被加虐行為 ×衛生的でない行為 ×他人への迷惑行為 ×これらを煽る行為
- ×その他公共空間に相応しくない行為
- ×歴史的事実の歪曲、誤解に繋がるような内容を流布するもの

#### 2 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの（ただし、宗教活動については、形式的又は儀礼的に行うものを除く）

---

- ×政治集会 ×デモ行為 ×署名運動